

●胆沢支所	0197-46-3111
●衣川支所	0197-52-3144
滝沢市社会福祉協議会	019-684-1110
雫石町社会福祉協議会	019-692-2230
葛巻町社会福祉協議会	0195-68-7161
岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
紫波町社会福祉協議会	019-672-3258
矢巾町社会福祉協議会	019-611-2840
西和賀町社会福祉協議会	0197-85-3225
金ヶ崎町社会福祉協議会	0197-44-6060
平泉町社会福祉協議会	0191-46-5077
住田町社会福祉協議会	0192-46-2300
大槌町社会福祉協議会	0193-41-1511
山田町社会福祉協議会	0193-82-3841
岩泉町社会福祉協議会	0194-22-3400
田野畠村社会福祉協議会	0194-33-3025
普代村社会福祉協議会	0194-35-2100
軽米町社会福祉協議会	0195-46-2881
野田村社会福祉協議会	0194-71-1414
九戸村社会福祉協議会	0195-41-1200
洋野町社会福祉協議会	0194-65-5360
●大野事務所	0194-77-2180
一戸町社会福祉協議会	0195-33-3385

久慈市社会福祉協議会	0194-53-3380
●山形事務所	0194-72-2800
遠野市社会福祉協議会	0198-62-8459
●宮守福祉センター	0198-67-2833
一関市社会福祉協議会	0191-23-6020
●花泉支部	0191-82-4002
●大東支部	0191-71-1177
●千厩支部	0191-53-2885
●東山支部	0191-47-3238
●室根支部	0191-64-3983
●川崎支部	0191-43-4323
●藤沢支部	0191-63-5122
陸前高田市社会福祉協議会	0192-54-5151
釜石市社会福祉協議会	0193-24-2511
二戸市社会福祉協議会	0195-25-4959
●浄法寺支所	0195-38-3061
八幡平市社会福祉協議会	0195-74-4400
●西根支所	0195-75-1821
●安代支所	0195-72-2811
奥州市社会福祉協議会	0197-25-7171
●水沢支所	0197-25-6025
●江刺支所	0197-35-8081
●前沢支所	0197-56-2148

## TOPIC

### 県内5か所の社会福祉協議会に車いすを寄贈

株式会社ツルハホールディングス及びクラシエホールディングス株式会社は、4月30日、花巻市社協、陸前高田市社協、金ヶ崎町社協、住田町社協、洋野町社協に合わせて15台の車椅子を寄贈しました。

両社による車いす寄贈の取組は平成20年から継続されており、これまで120台を超える車いすが県内の市町村社協に寄贈され、地域での福祉活動等に役立てられています。

### 新任職員の紹介

令和2年6月から、岩手県社会福祉協議会に次の職員が配置されました。どうぞよろしくお願ひします。

#### ▶福祉人材研修部

県南拠点(奥州市)駐在  
稻田 愛美 キャリア支援員

### 皆様のご支援ありがとうございました

東日本大震災被災者支援、障がい者の就労支援などのため、ご寄付いただき感謝申し上げます。

株式会社ブリッジ 40,000円(6月2日、7月7日)  
匿名 10,000円(6月29日)  
東北労働金庫岩手県本部 388,000円(7月3日)

### 岩手県からのお知らせ 国勢調査の回答をお願いします

本年10月1日を基準日として、5年に1度の国勢調査が全国一斉に実施されます。

国勢調査は、国籍や年齢に関係なく、日本に住んでいる全ての人と世帯が対象です。生活環境の改善や防災計画など、国の様々な施策に役立てられる大切な調査ですので、ご協力をお願いします。

- インターネット回答期間 9月14日～10月7日
- 調査票(紙)での回答期間 10月1日～10月7日

## 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により生活資金が必要な皆様へ

### 生活福祉資金(緊急小口資金及び総合支援資金)特例貸付のご案内

現在、全国の社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方を対象とした特例貸付を実施しています。各資金の概要は、次のとおりです。

※貸付期間は原則3ヶ月以内

●据置期間 貸付の日から1年以内

●償還期間 据置期間終了後10年以内

●貸付利子 無利子

※償還期限後は延滞利子が生じます。

詳しくは、お問合せください。

なお、各資金は貸付金であり、償還が必要となります。が、今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯については、償還免除の特例が設けられています。

#### 申込受付窓口

居住地の市町村社会福祉協議会

※窓口が混雑する場合もありますので、事前に各市町村社会福祉協議会まで、電話でお問合せください

#### 実施主体

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3

ふれあいランド岩手内

TEL 019-637-4496 FAX 019-637-9722

### 市町村社会福祉協議会の連絡先

盛岡市社会福祉協議会	019-651-1001
●玉山支所	019-683-2743
宮古市社会福祉協議会	0193-77-3061
●田老福祉センター	0193-87-2224
●新里センター	0193-72-3437
●川井センター	0193-76-2310
大船渡市社会福祉協議会	0192-27-0001
花巻市社会福祉協議会	0198-24-7222
●分室(総合相談センター)	0198-22-6708
●大迫支所	0198-48-4111
●石鳥谷支所	0198-45-4666
●東和支所	0198-42-3151
北上市社会福祉協議会	0197-64-2081

### 緊急小口資金(特例貸付)

#### ●貸付対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

#### ●貸付限度額

一世帯につき20万円以内 ただし、以下のいずれかに該当する場合に限ります。(該当しない場合の貸付限度額は10万円以内)

①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合

②世帯員に要介護者がいる場合

③4人以上の世帯である場合

④世帯員に以下に該当する子の世話をを行うことが必要な労働者がいる場合

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
- ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により要する費用が不足する場合

⑥上記以外で、特に資金の貸付需要があると認められるとき

#### ●据置期間 貸付の日から1年以内

#### ●償還期間 据置期間終了後2年以内

#### ●貸付利子 無利子

※償還期限後は延滞利子が生じます。

### 総合支援資金(特例貸付)

#### ●貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

#### ●貸付限度額

【単身】月15万円以内 【二人以上】月20万円以内